

三芳政発第 107 号  
令和元年 7月10日

埼玉県社会保障推進協議会  
会長 柴田 泰彦 様

三芳町長 林 伊 佐 雄

社会保障の拡充を求める要望書に対する回答について

日頃より町政運営にご協力を賜り心より感謝申し上げます。  
また、貴職におかれましても益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。  
令和元年5月16日付けで要望のありました件につきまして、別紙のとおり回答いたします。

## 2019 年社会保障の拡充を求める要望書の回答

### 1、だれもが安心して医療を受けられるために

#### 1、 社会保障としての国民健康保険を住民本位に運営してください。

##### (1) 高すぎる保険税を引下げて、所得に応じて払える保険税にしてください。

国保税が高すぎて納められないは実態があります。医療機関を利用できずに病気が悪化する事につながり、手遅れで亡くなる事態も起きています。滞納をふせぐためにも所得に応じて払える保険税水準に保険税率を見直す必要があると考えます。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

##### 【回答:住民課】

当町の賦課割合は医療分につきましては、応能割の比率が高いという状況であります。今後とも町国保運営協議会の意見を伺いながら、社会経済情勢等も見極め、慎重に対応していきたいと考えております。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

##### 【回答:住民課】

子どもの均等割軽減措置については、県内の数市町で実施しておりますが、ほとんどの市町では実施の予定がないということです。

今後、国民健康保険税率の県内統一に向けて、県と市町村との協議が行われていきますが、子どもの均等割軽減措置についても県内で統一されていくと思っておりますので、その動向を注視してまいります。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

##### 【回答:住民課】

当町の国保財政運営は、慢性的な税収不足に伴い、毎年一般会計から多額の繰入れをしている状況であります。しかしながら、高齢者や低所得者が多く加入している国民健康保険の構造的な問題からやむを得ないとも考えておりますが、一般会計の厳しい財政状況から、これ以上の繰入は難しいと思っております。

##### (2) 国保税の減免(国保法 77 条)制度の拡充を行なってください。

この間の国保税の申請減免件数が増加してきましたが、昨年アンケート結果では滞納世帯数が全県で 19 万 7 千世帯に対して申請減免実施は約 5 千世帯の実施であり約 2.5% です。減免制度を十分に機能させる事が重要であると考えます。

① 保険税申請減免の基準を生保基準 1.5 倍に設定するなど、制度を拡充してください。

##### 【回答:住民課】

保険税の減免については国民健康保険税条例で規定していますが、生保基準の文言は明記されていません。国保の広域化に伴い保険税減免の基準も統一されていくと思われまますので、今後の動向を注視してまいります。

② 災害時の減免基準を拡充してください。

【回答:住民課】

災害時の減免基準についても県内で統一されていくと思われまますので、その動向を注視してまいります。

### (3) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。

経済的理由により病気であるにも関わらず診療をためらい、手遅れになる事態を避けるようにすることは、住民のいのちを守る重要な課題であると考えます。

① 国保法 44 条による減免は、生保基準の 1.5 倍に設定するなど、制度の拡充を行なってください。

【回答:住民課】

一部負担金の減免等については、町の規則に基づき減免をしており、減免基準等につきましては、入院のみであります。近隣の状況を参考にし、生活保護基準の 1.2 倍までを対象とした要綱(25.4.1 施行)を定めました。

② 申請減免の制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答:住民課】

申請書については、三芳町国民健康保険一部負担金減免等取扱い要綱で規定していますが、申請書についても県内で統一されていくと思われまますので、その動向を注視してまいります。

### (4) 住民に寄り添った国保税の徴収を行なってください

地域経済の低迷や税制改正の影響など中小企業や自営業者、農林業などの経営環境が悪化し、国保税などの納税が遅れる状況を引き起こしています。このような時に、滞納処分や保険証の取り上げは受療権を奪うことにつながります。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、生活を支援し、再び納税者になれることを住民は望んでいます。地域住民と行政の信頼関係を築く対応が重要と考えます。

① 滞納する生活困窮者に生活支援する部署と連携し、住民に寄り添った対応を行なってください。

【回答:税務課】

生活困窮者にあつては近時、生活困窮者自立支援法が施行されたことを受け、現在すでに被支援者の滞納事案について執行機関との連携のもと、支援メニューに即した、適切で効果的な対応を行っているところでございます。

納税折衝や相談の過程で明らかに生活困窮と判別される滞納者に対しては、生活保護の未然防止や生活再建という視点から、早期に支援につなげることが重要です。また、こうした制度がより活発化するよう、税務、福祉双方の機関がより緊密に連携を図り、税の徴収に関し定型的な手法を構築することも必要かと考えています。

② 滞納処分にあつては、差押え禁止のルールを守り、最低生活費は保障してください。

【回答:税務課】

滞納処分は、「租税法律主義の原則」と「公平負担の原則」という二大理念のもと、すべて合法的に執行されなければなりません。その処分は、法の規定に照らし、また滞納実態に応

じ、強制徴収となる場合もありますし、また一方で換価の猶予(分割納付)や執行停止などの納税緩和措置となる場合もあります。

前述のような生活困窮など、税の滞納には様々な背景がございます。税の徴収は、こうした個々の滞納実態を踏まえながら行われるべきだと考えます。

滞納処分については国税徴収法に基づき、一方では差押え禁止のルールを厳守しながら生活再建という視点により取組んでまいりたいと考えております。

#### (5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2018年のアンケートでは資格証明書が1,000世帯以上に発行され、保険証の窓口留置は4,000世帯以上もありました。保険税の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に保険証は交付しなければ、医療機関を利用できない住民が発生します。住民の健康権が侵害されることがあってはならないと考えます。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送すること。

##### 【回答:住民課】

資格証明書等の発行については、滞納被保険者との相談の機会を確保することを主眼とするもので、納税相談をしていただくための手段と考えておりますが、社会経済情勢等の変化を踏まえ安心して医療機関で受診できるようにするため、一般の保険証と同様の3割負担の短期被保険者証を発行しております。

② 窓口留置は行なわないでください。

##### 【回答:住民課】

当町では窓口留置はありません。

③ 資格証明書は発行しないでください。

##### 【回答:住民課】

現在は資格証明書の発行はありませんが、今後においても、短期被保険者証発行者との相談の機会を確保していきながら、税負担の公平性や相互扶助の精神の必要性の理解に努めていきたいと考えております。

#### (6) 住民参加の国保運営を行なってください。

国保運営協議会の委員を公募する自治体が増えています。国保運営は、一般財源からの繰入れを行うことから住民の理解は重要と考えます。住民全体を対象に、国保のしくみや現状が良く説明され、理解が得られるように運営していただきたいと考えます。

① 委員を公募制にしてください。

##### 【回答:住民課】

国保運営協議会の委員の公募制については、庁内において審議会等の委員の公募制が平成23年4月から導入されておりますので、今後検討していきたいと考えております。

② 公聴会を開くなど市民の意見が十分反映するよう運営の改善に努力してください。

##### 【回答:住民課】

公聴会の開催は考えておりません。

**(7) 保健予防事業を拡充してください。**

健康を阻害する要因は、自然環境の改善とともに、経済的格差や労働環境の改善など多くの要因があると考えます。健康づくりは住民とともに取り組むことが重要と考えます。

① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

**【回答:住民課】**

特定健康診査の自己負担額については、地区医師会と地区構成市町の協議により、共同歩調として一部負担をお願いしているところであり、今後も研究協議をしていきたいと考えております。

② 実施期間などの延長や健診項目の追加など制度を拡充してください。

**【回答:住民課】**

特定健康診査の期間・健診項目についても、地区医師会と地区構成市町の協議により、実施しております。今後も研究協議をしていきたいと考えております。

③ 住民の健康づくり・保健予防活動の推進をはかるため、保健師を増員してください。

**【回答:健康増進課】**

平成31年4月に保健師を2名採用しています。

④ 個人情報の管理に留意してください。

**【特定検診における個人情報の管理について 回答:住民課】**

三芳町個人情報保護条例に基づき実施しております。

**【保健予防事業における個人情報の管理について 回答:健康増進課】**

保健予防事業については、コンピューターの健康管理システムと文書のファイリングシステムにおいて管理しています。

**2、後期高齢者の受療権を保障してください。**

ひとり暮らしの高齢者や低所得の高齢者が増えています。経済的理由などによりためらうことなく、受診につながる対応が重要と考えます。

(1) 滞納世帯であっても資格証明書、短期保険証は発行しないでください。

**【回答:住民課】**

保険料滞納者への短期保険証の発行については、納付相談の機会を増やすことや滞納を極力減らすことを目的としており、特別の理由もなく保険料の滞納が続き、納付相談等に応じようとしない、約束した納付方法を履行しない、支払能力が十分あるのに納付しないなどの状況等により、広域連合が判断することになっております。

当町においては、全ての滞納者本人と訪問・電話による納付交渉が実施されており、全ての滞納者に通常の保険証を発行しております。

(2) 健康長寿事業を拡充してください。

**【回答:健康増進課】**

埼玉県の支援を受け、平成27年度から平成29年度に実施した健康長寿事業の成果をもとにフレイル予防に着目した事業を実施しています。

(3) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

**【回答:住民課】**

健康診査・人間ドックについては、国保の被保険者と同様の補助を実施しております。

## 2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1、 地域支援事業・介護予防事業の財政確保と体制は、自治体が主体者として責任を果たしてください。

(1) 必要な財政確保をおこなってください。

第7期介護保険事業が1年を経過し、地域支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業費は予想どおりに推移していますか。予想どおりとなっていない場合、その事業と内容、原因、対応を教えてください。また、地域支援事業の予算が予想を超えた場合でも必要なサービスは維持してください。

**【回答:健康増進課】**

計画に基づき実施しており、予算も計画の範囲内で推移しております。

地域支援事業予算は、介護認定率の増加を見込み、平成30年度から平成32年度までの必要経費を積算していますので、現時点では予算内で対応できるものと考えております。

(2) 地域支援事業・介護予防事業は、委託事業者に頼らず独自の体制をとってください。

地域支援事業・介護予防事業のA類型・B類型の担い手づくりが、それぞれどのようにおこなわれているか、その養成方法と規模、実際の担い手になっている人数と事業の数、今後の推移も教えてください。

**【回答:健康増進課】**

介護予防・日常生活支援総合事業は、サービス内容を現行相当のサービスと多様なサービスの類型としてA型、B型を位置付けております。当町のA型は、介護サービス事業者を指定し実施していることからサービスの担い手は事業者職員です。B型は住民主体の互助による取り組みであり現在は行っておりません。しかし町内には住民が主体的に実施しているサロン活動が多くあり、この代表者等から必要な支援を把握し、生活支援体制整備推進協議体において議論を重ねていきたいと考えております。

2、 訪問・通所介護の総合事業は、現行相当サービスを確保するとともに、サービス提供事業所の確保と運営への支援を行なってください。

(1) 総合事業においては専門家による支援体制を維持した現行相当サービスを確保し、利用者の機能が低下しないようにしてください。

**【回答:健康増進課】**

当町は平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業を開始しました。富士見市、ふじみ野市の事業所を利用している住民の方も多いため二市一町において協議を行い、訪問介護・通所介護事業者に対しては、二市一町同一の基準で総合事業への移行を行いました。

総合事業においては「現行相当サービス」とサービスAを位置付けております。事業の運営者、利用者に提供する事業内容、利用者負担の基準は総合事業開始前と同様で設定しております。現段階では特に課題無く移行されており、提供事業者の確保はできていると考え

ております。

- (2) 介護従事者の処遇を維持・改善し、事業者の経営を安定させるため、介護予防・生活支援サービスの単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障してください。

【回答：健康増進課】

サービスA事業所につきましても人員等運営基準を緩和していますが、通所型のサービス事業所1日型では加算により現行相当の単価基準になるように設定するなど、事業所の収入面の観点からも配慮しています。事業所自らが今後の事業所運営における利点も考慮し、相当サービスとサービスAを選択できるよう制度を整え支援を行っております。

### 3. 高齢者が在宅で暮らすための必要な支援をおこなってください。

- (1) 高齢者の自立支援・重度化防止がいられていますが、高齢者の身体機能向上に重点化した施策に特化しないでください。

高齢者の身体機能向上は生活のためのひとつの要素となりますが、高齢者の在宅支援のための多方面からの支援策が必要です。自治体の高齢者の在宅支援の重点施策を教えてください。

【回答：健康増進課】

町では在宅医療・介護連携の充実や総合的な認知症施策の強化、生活支援・介護予防サービスの推進を重点的に進めております。

介護予防事業の重点事業の一つである「みよしいもっこ体操」は、地域のボランティアが中心となり集会場等を利用し、町内12地区で実施しています。この体操は、高齢者向けの体操プログラムで各地区月1回から2回行っており、体操による介護予防だけではなく地域サロンの役割も兼ね、高齢者の引きこもり予防、独居高齢者の見守り、高齢者同士の情報交換の集いの場となっています。

- (2) 認知症の方、認知症の方にかかわる方への支援を強化してください。

認知症当事者への支援策として効果を発揮している自治体のとりくみを教えてください。また、認知症の方にかかわる方への支援策で好評なものを教えてください。

【回答：健康増進課】

住民の理解を深める事業として、町内の医師に講師を依頼し年一回「認知症講演会」を開催すると共に、認知症サポーター養成講座を、町主催や住民等の依頼を受け年10回程度実施しています。相談支援体制としては、平成29年度12月認知症初期集中支援チームを設置し、相談体制の強化に努めています。当事者・家族支援としましては、認知症カフェを町内認知症対応型通所介護事業所1カ所、グループホーム2カ所の計3カ所で開催しています。平成30年度は若年性認知症講演会を開催し、当事者による体験談から参加者も自分事として話を聞くことができたことと好評を得ることができました。

- (3) 在宅生活を保障するための定期巡回24時間サービスの拡充をはかってください。

定期巡回24時間サービス提供をおこなうにあたっての課題と、課題克服に必要なことを教えてください。

【回答：健康増進課】

定期巡回・随時対応訪問介護看護サービスについては、平成29年10月に事業所が1か所開設しています。このサービスは在宅介護家族にとって必要なサービスと考えていますので住民への周知をさらに行っていきます。

**4、 介護労働者の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障してください。**

- (1) 介護労働者の処遇改善について、独自の補助制度を設けるなど施策を講じてください。また、国に対して介護報酬加算ではなく、一般財源による国の責任で処遇改善を図るよう要請して下さい。

介護労働者の人手不足は、介護保険制度の運営の根幹にかかわる問題です。人材の確保と定着に向けた独自の処遇改善施策を行なってください。また、2019年4月より「働き方改革関連法」の施行にともなう労働時間上限規制や年休の計画取得などが実施されます。法令遵守の徹底と、事業主への法律施行にともなう具体的相談援助をおこなってください。

**【回答:健康増進課】**

介護保険制度の維持の観点からも、介護労働者の確保は重大なことと認識しております。介護労働者の確保・定着率の向上のために、介護サービス従事者に対する相談体制の確立や、介護サービス事業所や医療・介護関係団体等の連携・協力体制の構築等を通じて介護離職の問題にも対処していけるよう、埼玉県と連携し対策を講じていくことが必要と考えております。また、現在国では介護保険報酬加算に処遇改善加算を位置付け、定着率向上に努めているところですが、一般財源による処遇改善につきまちは機会がございましたら、国へ要望していきたいと考えております。

- (2) 介護職種の技能実習制度活用は、慎重に対応してください。介護分野での技能実習制度および特定技能実習制度の利用状況を把握してください。

技能実習制度は、先の臨時国会でも外国人労働者の「人権侵害」問題が取り上げられています。また人手不足現場の低賃金、長時間労働を改善しないまま、安く使える労働者を増やすものとして懸念されます。介護労働現場は、認知症の方への対応など専門的なアプローチが必要です。利用者にとっても不都合が起きかねない技能実習制度は、慎重に対応してください。

**【回答:健康増進課】**

介護職種の技能実習制度は、介護実習生の受け入れに当たって、受入企業や実習実施者、技能実習生において様々な要件が定められております。またこの制度は、介護人材の確保を目的とするものではなく、技能移転という制度の趣旨に沿って、介護サービスの質の担保を重視し対応していくものと考えております。当町において、本制度を取り入れている事業者は確認されておられません。

- (3) 介護労働者へのハラスメント防止策の徹底をおこなってください。

介護労働現場におけるハラスメントは、使用者と労働者、利用者、利用者家族などで起こりえます。ハラスメント防止策としておこなっていることを教えてください。

**【回答:健康増進課】**

介護サービスの提供においては、介護人材を安定的に確保し、介護職員が安心して働くことのできる職場環境・労働環境を整えることが必用不可欠です。近年、介護現場における利



用者や家族等からのハラスメントが発生していることが明らかになってきております。厚生労働省においては、平成31年4月「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」を作成し、介護事業所等に周知しております。当町においても、介護事業者に対し介護現場におけるハラスメント対策の必要性とハラスメント対策マニュアルの周知徹底をしていきたいと考えております。

**5、 特別養護老人ホームなどの増設と、制度改善をおこなってください。**

**(1) 特別養護老人ホームなどを増設してください。**

特別養護老人ホームの待機者が多数いること、高齢者人口が増える状況からも、引き続き特別養護老人ホームや小規模多機能施設等福祉系サービスを増やしてください。

**【回答:健康増進課】**

特別養護老人ホームについては埼玉県の施設の整備方針により各圏域にて整備を進めているところです。当町の増設については、平成29年7月に1施設において50床増床しました。今後も待機者の状況を確認しながら待機者の解消に努めてまいります。

**(2) 低所得者でも入所できるよう国に要望してください。**

特別養護老人ホームなどの利用に頼らざるを得ない高齢者が、財政的困難を理由として施設利用を断念することのないよう、低所得者でも入所できるような制度運用を国に要望してください。

**【回答:健康増進課】**

低所得者に対する財政的支援として、介護保険サービス費においては、住民税世帯非課税の人につきましては 24,600 円を上限に、合計所得金額および課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人・生活保護の受給者は 15,000 円を上限を超えた分が高額介護サービス費の制度により支給されます。また、本人および世帯全員が住民税非課税の人、生活保護受給者は、居住費や食事の負担が軽減されています。

**(3) 要介護1・2の方で入所拒否が起らないよう、厚労省通知を徹底してください。**

平成 29 年 3 月 29 日厚労省老健局高齢者支援課長通知のとおり、要介護 1・2 の方の特養入所判断において、入所希望者の要望や生活事情等に寄り添い、施設側が独断で拒否しないよう行政の責任で徹底を図ってください。

**【回答:健康増進課】**

平成 29 年 3 月 29 日厚労省老健局高齢者支援課長通知に基づき、やむを得ない事由がある要支援1、2の方が特例的な施設入所が認められるよう努めてまいります。

**6、 新たな保険者機能強化推進交付金は、利用者本位に対応してください。**

**(1) 2018 年度の保険者機能強化推進交付金の金額と使途を教えてください。**

**【回答:健康増進課】**

保険者機能強化推進交付金の金額は、6,596,000 円でした。

使途は、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取組を支援するための交付金の主旨に基づき、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業費、包括的支援事業費に使用しました。

(2) 2019年度の保険者機能強化推進交付金の見込額と用途を教えてください。

**【回答:健康増進課】**

2019年度の保険者機能強化推進交付金交付額は、新たな2019年度の評価指標の該当状況に応じて加点数をつけ、全市町村の加点と第1号被保険者の割合に応じて予算の範囲内で交付されるものです。その為、2019年度の交付金の見込み額は現時点ではわかりません。用途におきましては、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取組を支援するための交付金の主旨に基づき、交付金額の決定後、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業費、包括的支援事業費に使用する予定です。

(3) この交付金は、要介護認定率の変化など加点につながる評価指標がありますが、機械的な対応はしないでください。

**【回答:健康増進課】**

この指標につきましては、厚生労働省が統計データを使用し測定した値で評価する項目であり、自治体が数値を報告することができない指標となっております。

## 7、 介護保険料を引き下げてください。

(1) 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

介護保険料改定のたびにほぼ引き上げられている介護保険料を、一般会計からの繰入などにより引き下げてください。

**【回答:健康増進課】**

本町は急激な高齢化が進んでおり、その中でも75歳以上の後期高齢者の比率が急激に伸びています。この結果介護認定者の増加とそれに伴う給付費の増加が見込まれ、保険料が値上がりになっております。高齢者におかれましては、介護保険料の値上げが大きな負担となる現状は理解しておりますが、介護保険料は給付費等の介護サービス費を保険料と公費で負担する制度になっておりますので、制度上介護保険料の引き下げができないものとなります。

(2) 低所得者への独自の保険料軽減を拡充してください。

統計不正問題で明らかなように、労働者、国民の所得が増えていません。低所得者が増大しており、保険料が引き上がる中では、独自の保険料軽減が必要です。非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。

**【回答:健康増進課】**

本町では、第7期介護保険事業計画より、住民税非課税世帯における第2段階の負担割合を国基準より0.05%引き下げしております。令和元年度においては更に軽減強化を行い、保険料基準額に対する割合として、第1段階の負担割合を0.375、第2段階を0.625、第3段階を0.725とし、保険料の軽減を実施します。

(3) 介護保険料の滞納者への制裁措置は行なわないでください。

所得が増えないなかでの、滞納制裁は滞納の抜本的解決にはなりません。制裁ではなく納付の相談を保険料軽減含め対応してください。

**【回答:健康増進課】**

本町では滞納者への給付制限は行っておりません。

**(4) 第7期介護保険事業計画の進捗状況を教えてください。**

第7期保険事業計画で重視する点と、計画の進捗を教えてください。被保険者数が増加しているなかでも、給付総額が減少している自治体では、どのようなとりくみをおこなっているか教えてください。

**【回答:健康増進課】**

「高齢者が生きがいをもって、楽しく暮らせるまち」を基本理念に、支え合いの地域づくり、地域における介護基盤整備、地域包括ケアシステムの構築を重視し、計画に沿って事業を実施しております。

**8、 利用料の減免制度の拡充を行ってください。**

「保険あって介護なし」と言われる状況がひろがっています。利用したくても利用料負担が重くのしかかっています。利用しやすい減免制度と低所得の方へのきめ細やかな対応のできる減免制度としてください。

**【回答:健康増進課】**

町独自の支援策として、居宅サービス利用者で町民税世帯非課税者には負担額の4分の1の助成を行っております。

**9、 高齢者の尊厳を尊重する支援をひろげ、虐待防止策の充実を図ってください。**

包括支援センターなど、高齢者虐待の相談件数と深刻な相談への対応を教えてください。虐待防止として有効な方策を教えてください。

**【回答:健康増進課】**

平成30年度の地域包括支援センターの高齢者虐待の相談件数は、延べで23件ありました。地域包括支援センターでは、地域の身近な相談機関として、虐待や虐待が疑われる相談・通報に対して、警察や介護事業所等関係機関と連携し、高齢者虐待に対する支援を行っています。

### **3. 障害者の人権とくらしを守る**

**1、 障害者地域生活支援拠点事業について、安定した予算措置をしてください。**

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップアップが必要です。

(1) 進捗状況を教えてください。

**【回答:福祉課】**

三芳町地域自立支援協議会にて当該事業に関して今後取り組むべき方向の整理を終えたところです。

(2) 民間任せではなく、行政として体制整備、基盤整備の予算化を進めてください。

**【回答:福祉課】**

当該事業に求められる5つの機能は行政、民間共に協力し行うものと考えています。

(3) 入所の機能を持った施設を拠点とし、地域で安心して暮らせるようにしてください。

**【回答:福祉課】**

当該事業には緊急時の受け入れ機能もあるので現状と課題から現実的な検討を進めたいと考えます。

- (4) 当事者の声を反映する事業としてください。

＜参考＞

障害者地域生活支援拠点事業の地域での取り組みについて（国の方針）

各地域の抱える課題に応じて、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応・専門性、地域の体制づくり）を地域に整備していく。

必要な居住支援の機能の整備について、協議会等の議論を踏まえ、障害福祉計画に推進する。

平成 29 年度末までに各市町村は各圏域に少なくとも 1 つを整備することを基本とする。

① 「多機能拠点」を整備する方法【多機能拠点整備型】

○GH 併設型

○単独型

② 面的に機能を整備する方法【面的整備型】

③ 障害者支援施設の活用 等

**【回答:福祉課】**

自立支援協議会には当事者も委員として参加いただいております、今後も当事者を代表してご意見をいただいております。

**2、 障害者の暮らしの場を保障してください。**

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

- (1) 障害者支援施設だけでなく、グループホームへの入所希望者も把握してください。

**【回答:福祉課】**

日常のケースワーク業務や計画相談等、個別相談によりニーズ把握をします。

- (2) それにともなって、具体的な整備計画をつくってください。

**【回答:福祉課】**

グループホーム利用の要望がある場合は既存事業所利用にて対応を進めています。

- (3) 点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

**【回答:福祉課】**

現在も緊急時案に対しては町ケースワーカー、相談支援事業所が対応しています。体制整備は地域生活支援拠点事業において検討したいと考えます。

**3、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させる

ことが必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

**【回答:福祉課】**

医療保険制度の補完を福祉制度で行う事業のため一般財源のみでの対応は困難と考えます。県補助を受けて実施する事業のため、県補助金交付要綱に基づき所得制限や年齢制限を実施する方針に変わりはありません。

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

**【回答:福祉課】**

県制度の基本は償還払いであり現物給付を広げる考えは当町も含め2市1町では特にありません。

- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。

**【回答:福祉課】**

先ほども述べたとおり、県補助金交付要綱に基づき今後も実施する方針のため範囲の拡大は考えておりません。

#### 4、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 県単事業の障害者生活サポート事業を未実施市町村は実施してください。

**【回答:福祉課】**

実施しています。

- (2) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

**【回答:福祉課】**

県補助金を財源とした事業であり、今後も県要綱に基づき事業を実施する方針です。

- (3) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

**【回答:福祉課】**

県補助金を財源とした事業であり、今後も県要綱に基づき事業を実施する方針です。

- (4) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

**【回答:福祉課】**

県への要望の機会があれば要望内容を検討し、対応したいと考えます。

#### 5、 福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

- (1) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制

限などは導入しないようにしてください。

**【回答:福祉課】**

介助者の付き添いは状況により可能な場合もあります。また外出や移動の促進については手帳の種別や障がい程度によりバスやタクシー事業所で割引の設定もあります。詳しくは各種障がい者手帳交付時に個別の状況に応じて直接説明しています。

- (2) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

**【回答:福祉課】**

福祉タクシー等市町村単独事業は地域特性に応じた制度設計がなされており格差是正の動きは特にありません。補助事業復活は県への要望の機会があれば要望内容を検討し、対応したいと考えます。

**6、 災害対策の対応を工夫してください。**

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

- (1) 災害時要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。

**【回答:福祉課】**

「災害時要援護者名簿」への登録は自力避難が困難な方であれば登録可能です。

- (2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

**【回答:福祉課】**

福祉避難所は三芳町福祉施設連絡協議会と協定を結び災害時に各施設が避難所として協力いただけるようになっています。災害時には受け入れ可能な施設を調整し、避難所を開設するため事前の登録や直接の避難は馴染まないと考えます。

- (3) 避難所以外でも、避難生活している人に、救援物資が届くようにしてください。

**【回答:自治安心課】**

災害時の在宅避難者支援に関しては、次のように防災計画に位置付けられています。在宅避難者に対しても、指定避難所を拠点として、避難所運営委員会との協力のもと、避難者と同様に以下の支援を行う。

- ① 町内の在宅被災者の人数把握
- ② 在宅被災者のニーズ集約・把握
- ③ 食料・物資等の確保
- ④ 食料・物資等の給付(原則として、各避難所分をまとめて給付)

町は、防災拠点にある指定避難所でも物資等の支援を原則とし、個別の居宅での支援は行わないが、在宅被災の災害時要援護者等に対し、地区災害対策本部(行政区・民生委員等)やボランティアが配食支援を行う場合は、これに協力するものとする。

やはり災害時には、共助・近所の力が必要になってまいります。日頃から、近所の方々と顔見知りになり、行政区や自治会等に加入しておくことで、災害時の安否確認や物資供給など、多くの支援を受けることが可能となりますので、ぜひ共助の輪を広げておいてください。

(4) 災害時、民間団体の訪問を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答:福祉課】

災害対策基本法に基づく「災害時要援護者名簿」は、ご本人の同意の上、支援機関等の外部機関に提供されております。また、発災時には同法に基づく「避難行動要支援者名簿」を関係機関と共有し対象者の支援を行うことになっています。

#### 4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1時点)の実態を教えてください。

【回答:こども支援課】

平成31年4月1次利用調整時の入所保留児童数は、43人(うち町外からの申込み22人)です。

② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答:こども支援課】

4月1日現在の町内保育施設での受け入れ児童総数は、管外子どもを含め以下のとおりです。

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
42	87	113	108	104	107

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

【回答:こども支援課】

平成29年度に行った子ども・子育て支援事業計画の見直しにおいて、子ども・子育て審議会での審議の結果、現行の提供体制を維持することとなりました。今後、令和2年度を始期とする第2期子ども・子育て支援事業計画策定の中で、アンケート等の実施により保育需要の把握に努め、量の確保について位置付けてまいります。

② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答:こども支援課】

町単独による補助金の増額については、財政状況等を勘案いたしますと困難であると考えています。

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

**【回答:こども支援課】**

認可外保育施設から認可施設に移行する場合には、国・県の補助金を活用し整備を進めることとなりますが、町単独による補助金の増額については、適正な事業者負担の必要性や町の財政状況等を勘案いたしますと困難であると考えています。

**2、 待機児童をなくすために、保育士の処遇を改善し、増員してください。**

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

**【回答:こども支援課】**

国による処遇改善加算とは別に、町では町単独補助として保育士に対する職員給与調整事業を行っています(正規職員1人当たり月額18,000円、臨時職員1人当たり月額9,000円)。

**3、 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。**

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費(副食費)が保育料から切り離され実費徴収化されます。

- (1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

**【回答:こども支援課】**

子どもたちの給食に係る費用(副食費)については、幼児教育・保育無償化により保護者の方の実費負担を求めることとなります。過度な負担とならないよう副食費の金額設定等について、管内保育事業者に対し指導してまいります。

**4、 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。**

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければならない、そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

- (1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

**【回答:こども支援課】**

町が実施する研修事業への参加を町内各保育施設に呼びかける等、町の保育サービスの向上に努めています。また、平成30年度は小規模保育事業所3か所、認可外事業所内保育事業所5か所全てに立ち入りを実施しております。

- (2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないよう必要な支援を行なってください。

**【回答:こども支援課】**



子ども・子育て支援新制度の枠組みの中で、児童の処遇低下や保育の格差が生じないよう努めております。

#### 【学童】

#### 5、 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

#### 【回答:こども支援課】

現在学童保育室においては、公設公営で実施しており、待機児童はありません。

埼玉県放課後児童クラブ運営基準は「41人を超えている場合には、複数の集団活動ができる体制をとる。」と分離・分割を促していますので、安全・安心な場を提供するために、部屋の中に壁や仕切りをもうけ工夫しながら日々の出席状況を見て支援単位で保育を実施しています。大規模クラブの分離・分割については、関係部署と協議を進めていきます。

#### 6、 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で37市町（63市町村中59%）、「キャリアアップ事業」で23市町（同37%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

#### 【回答:こども支援課】

町では学童保育室の臨時職員について、県主催の研修会に参加し支援員資格を取得した場合賃金の単価増を実施しておりますが、公設公営による運営のため臨時職員は町が直接雇用(任用)する形となっており、本職種のみ処遇改善を実施することは困難な状況です。

#### 7、 政府に対して、自らが定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」について、規制緩和を行うことのないように働きかけてください。

#### 【回答:こども支援課】

国への要請の機会があれば検討させていただきます。

#### 【子ども医療費助成】

#### 8、 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであると考えます。また、埼玉県も制度を拡充し、当面は中学3年まで助成すべきであると考えています。

- (1) 子ども医療費の無料化を「18歳年度末」まで拡充している場合は、引きつづき継続してください。まだ行っていない場合は、実施を検討して下さい。

#### 【回答:こども支援課】

町では、中学生までの入院、通院に係る保険医療分の自己負担額を助成しています。

町の財政状況を考慮し、進めていくこととなりますが、対象児童については、現在難しいと思われる。

なお、ひとり親家庭等の児童については、所得制限がありますが、18歳に達する日の属す

る年度の3月末まで支給しています。

(2) 国や県への要請を行なってください。

**【回答:こども支援課】**

この制度における国や県への要望の機会があれば、検討させていただきます。

## 5. 住民の最低生活を保障するために

1、生活保護の「しおり」をカウンター上などに置いて、住民の皆さんが自由に手に取れるようにしてください。

(1) 「しおり」には、①憲法第25条、生活保護法の法的根拠が記載され憲法上の権利を明確に明記すること、②保障されるのは「健康で文化的な生活」であること、③利用者の義務だけでなく、権利を明記していること、④保護決定は原則14日以内、長くとも30日以内であること、⑤扶養義務は保護の要件でないこと、⑥保護の基準額、加算など具体例で明示すること、などを明記してください。

**【回答:福祉課】**

「しおり」は生活保護の実施機関である埼玉県西部福祉事務所が作成しております。

この「しおり」は予めよりご要望があったことを受け福祉事務所と協議し窓口を設置することになりました。

(2) 制度が知られていないために誤解や偏見が生じ、生活に困窮した場合でも、生活保護制度に行きつかない、必要な他の法令や施策を利用できない事態も生じています。生活保護制度への正しい理解で、必要な人の制度利用が進められるようにしてください。

**【回答:福祉課】**

当町は福祉課にて生活保護や障がい者福祉、高齢者福祉、生活困窮など幅広い分野の相談を担当しています。またこども支援課、介護保険担当課や保健センターなどとも緊密な連携をとり制度活用を進めています。さらには生活困窮者自立支援法に基づき税務課、上下水道課、教育委員会なども社協主催の生活困窮者検討会議に参加し、生活困窮の兆候を逃さぬよう情報共有やネットワーク形成に努めています。

2、生活保護の申請者に対しては、直ちに申請書を交付し、受理してください。申請拒否と疑われることのない対応をしてください。

「家族・親族に相談してから」「求職活動をやってから」「家や車を処分してから」など、水際作戦と疑われる対応がいまだに行われているところがあります。制度の説明後には、直ちに申請の意思を確認し、申請書の交付、受理をしてください。指導、調査等は、申請受理後に行ってください。

**【回答:福祉課】**

当町は生活保護実施機関ではありませんが窓口では生活保護制度の趣旨説明やご本人状況を丁寧に伺い、申請の意思のある方には申請書をお渡し受理しています。

3、保護利用者に交付される「生活保護決定・変更通知書」は、誰が見てもわかりやすい書式にしてください。

現在保護利用者に交付されている「保護決定・変更通知書」には支給額のみ印字であり、扶助費の明細、計算方法などが全く分からず、過誤払いや過少払いが多発する原因ともなっています。2019年10月からの保護基準改定により、計算がより複雑になり、現業職員は説明を求められても明確な回答ができない状態です。こうしたことをなくすために、「保護決定・変更通知書」は扶助費の明細、計算方法などを明記しわかりやすい書式に変えてください。

**【回答:福祉課】**

書面の作成は実施機関の埼玉県西部福祉事務所が行っています。

**4、 ケースワーカーを増員するとともに、専門職としての研修を充実させ、親切・丁寧な対応ができるようにしてください。**

毎年の資産調査や要保護世帯の状況の複雑化によって現業職員の負担が増えています。そのなかで未だに国が示す標準数に達していない福祉事務所が多くあります。また、研修が不十分なために、申請者や保護利用者に適切なアドバイス等が行われなことが往々に見受けられます。制度を習得するとともにケースワーク業務に誇りがもてるようにしていただきたいと考えています。このような事から、ケースワーカーの増員を行なってください。

**【回答:福祉課】**

実施機関のケースワーカーの増員は町ではお答えできません。

**5、 埼玉県の法外援護である修学旅行準備金、制服買替費用の支給に漏れないようにしてください。**

法外援護の支給を知らずに、修学旅行の積立ができず修学旅行を断念する事態が起こらないように、対象世帯には文書で「お知らせ」を届け、説明を徹底してください。

**【回答:福祉課】**

本件については町福祉課では所管しておりません。

**6、 自宅にエアコン等のない65歳以上高齢者のみ世帯、障害・傷病世帯、要介護度4以上の方のいる世帯、就学前の子どもがいる世帯等の「熱中症弱者」に、エアコン等冷房機器購入費の助成制度を創設するよう、国や県に要請して下さい。**

近年地球温暖化によるともいわれる酷暑が列島を覆い、昨年7月には熊谷市で41.1度という、人の生存をも脅かしかねない高温を記録しました。同月に熱中症で救急搬送された人は全国で54,220人、埼玉県内は3,316人と全国4番目の多さですが、死亡した人は12人と全国最多となりました。今後も酷暑が予想される中で、低所得のためにエアコンなどを購入できない、また保有してはいるが電気代が心配で使えないと言った市民・町民の皆さんの命を守るために、助成制度の創設を国や県に要請してください。

**【回答:福祉課】**

機会があれば要望内容を検討し、対応したいと考えます。

**7、 地域の生活困窮者の状況を把握し、積極的な施策を行なってください。**

行政の各部署が連携して生活困窮者に対応できるよう、生活困窮者自立支援法を適切に利用して、生活保護が利用できる人を除外する事のないようにしてください。

**【回答:福祉課】**

生活困窮者自立支援法に基づき社協が実施する生活困窮者検討会議には関係機関や庁内関係各課が参加し、生活困窮の兆候を逃さぬよう情報共有やネットワーク形成に努めています。